

令和 3 年組合議会 8 月定例会 (令和 3 年 8 月 6 日)

上尾桶川伊奈衛生組合
議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

8月6日(金)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○監査報告	12
	○提出議案に対する質疑	13
	○衛生組合事務に対する一般質問	24
	○討 論	37
	○採 決	37
	○議員提出議案の報告及び上程	38
	○提出議案の説明	38
	○提出議案に対する質疑	39

○討 論	40
○採 決	40
○特定事件の閉会中審査について	40
○管理者の挨拶	40
○閉会の宣告	41

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第10号

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

令和3年7月27日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

- 1 日 時 令和3年8月6日(金) 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	砂 川 和 也 議員	2 番	星 野 良 行 議員
3 番	藤 原 義 春 議員	4 番	平 田 通 子 議員
5 番	坂 本 敏 治 議員	6 番	井 上 茂 議員
7 番	加 藤 た だ し 議員	8 番	渡 辺 綱 一 議員
9 番	仲 又 清 美 議員	10 番	村 山 正 弘 議員
11 番	北 村 あ や こ 議員	12 番	道 下 文 男 議員

不応招議員（なし）

8 月 定 例 会

第 1 日

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会 第1日

令和3年8月6日（金曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 管理者提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 監査報告

第9 提出議案に対する質疑

第10 衛生組合事務に対する一般質問

第11 討 論

第12 採 決

第13 議員提出議案の報告及び上程

第14 提出議案の説明

第15 提出議案に対する質疑

第16 討 論

第17 採 決

第18 閉 会

○出席議員（12名）

1番	砂	川	和	也	議員	
2番	星	野	良	行	議員	
3番	藤	原	義	春	議員	
4番	平	田	通	子	議員	
5番	坂	本	敏	治	議員	
6番	井	上		茂	議員	
7番	加	藤	た	だ	し	議員
8番	渡	辺	綱	一	議員	
9番	仲	又	清	美	議員	
10番	村	山	正	弘	議員	
11番	北	村	あ	や	こ	議員
12番	道	下	文	男	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	野	原	悦	子	君
監査委員	野	本	一	人	君
組合事務局長	小	高		稔	君
組合事務局長次	稻	垣	達	也	君
組合事務局長次	大	野		優	君
参与	堀	口	慎	一	君
参与	金	子	由	則	君
参与	藤	村	伸	一	君
参与	木	村	一	弘	君

参 与 武 藤 聡 君
参 与 大 津 真 琴 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君
書 記 鈴 木 知 哉 君
組合事務局 石 川 和 茂 君
主 査

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（星野良行議員） 皆さん、おはようございます。

開会前に皆様をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、質疑は自席で着座にて行い、一般質問は登壇にて行います。マスクを着用していただくなど、感染症対策を踏まえた議会運営に御協力をお願い申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（星野良行議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

4番 平 田 通 子 議員

9番 仲 又 清 美 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（星野良行議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（星野良行議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（星野良行議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、本定例会に管理者から第7号議案から第9号議案までの議案3件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第7号議案から第9号議案の議案3件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用の中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、着座にて失礼いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

76年前の今日、8月6日午前8時15分に広島市に原爆が投下され、罪のない多くの尊い命が一瞬にして奪われました。犠牲となられた方々に謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、唯一の被爆国である国民として、再び戦争の惨禍が繰り返されることなく、世界の恒久平和を願ってやみません。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第7号議案から第9号議案につきまして、順次その内容を説明させていただきます。

初めに、第7号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）についてでございますが、歳入予算の補正をいたしたいので、この案を御提案申し上げるもので

ございます。

次に、第8号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定に付するものでございます。

最後に、第9号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、これまで公平委員会委員をお願いしておりました神田清二郎氏は、令和3年9月5日で任期満了となりますので、後任といたしまして安田定雄氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により御提案申し上げるものでございます。

なお、安田定雄氏の経歴等につきましては、お手元に参考資料として配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（星野良行議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

小高事務局長。

○組合事務局長（小高 稔君） 提出議案の補足説明をさせていただきます。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、第7号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正として、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表 歳入予算補正によるものでございます。

次に、2ページは第1表 歳入予算補正となっておりますが、詳細につきましては4ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきたいと存じます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額1,902万2,000円、補正額1,202万1,000円を減額しまして、計700万1,000円とするものでございます。これは5款繰越金において説明をさせていただきますが、前年度繰越金が当初の見込みより

1,202万1,000円多かったことから、財源調整のため繰入金を減額するものでございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、補正前の額1,762万2,000円、補正額1,202万1,000円を増額しまして、計2,964万3,000円とするものでございます。これはこの後の令和2年度歳入歳出決算の認定において説明をさせていただきますが、前年度の繰越金の額の確定に伴い繰越金を増額するものでございます。

以上で第7号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第8号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をさせていただきます。

また、参考資料といたしまして、令和2年度主要な施策の成果に関する説明書も併せて御覧をいただければと存じます。

なお、説明の際は、令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算書については、単に決算書、また、令和2年度主要な施策の成果に関する説明書につきましては、単に説明書とさせていただきますと存じます。

それでは、決算書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金から6款諸収入までの歳入合計は、予算現額3億921万8,000円、調定額と収入済額は同額の3億920万4,521円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。予算現額と収入済額との比較は1万3,479円の減額でございました。

次に、3ページ、4ページを御覧いただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款議会費から5款予備費までの歳出合計は、予算現額3億921万8,000円、支出済額2億7,956万610円、翌年度繰越額はございませんでしたので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の2,965万7,390円でございます。

2ページの歳入合計額から4ページの歳出合計額を差し引いた残額は、欄外に記載のとおり2,964万3,911円となったところでございます。

続きまして、5ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきたいと存じます。

決算書の5ページ、6ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入から説明させていただきます。

1款分担金及び負担金でございますが、こちらは構成市町からの負担金でございます。内訳でございますが、お手数でございますが、説明書の4ページを御覧いただきたいと存じます。こちらに負担金等比較表がございますとおり、令和2年1月1日現在の人口を基準とした負担割合となっているところでございます。負担割合は、上尾市さんが65.5587%、桶川市さんが

21.5948%、伊奈町さんが12.8465%となっております。

決算書の5ページ、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

2款使用料及び手数料でございますが、自動販売機設置に係る行政財産使用料及び収集業者からの処理手数料でございます。処理手数料は1.8トン当たり50円とし、年間2万6,564トンを受け入れたものでございます。

収集処理量の状況につきましては、お手数でございますが、説明書の3ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらに処理状況比較表がございます。前年度と比較いたしまして、表の一番下の合計欄でございますが、前年度との比較では合計で963トン、率にして3.50%の減となったところでございます。各市町の内訳につきましては、資料のとおりでございます。

続きまして、決算書の5ページ、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

3款財産収入でございますが、財政調整基金の運用利子でございます。

4款繰入金でございますが、基金からの繰入れはございませんでした。

5款繰越金でございますが、令和元年度からの繰越金でございます。

次に、7ページ、8ページを御覧いただきたいと存じます。

6款諸収入でございますが、預金利子、職員駐車場駐車料、再任用職員の雇用保険料の個人負担分などがございます。

また、2目弁償金でございますが、こちらは原子力発電所事故に伴う東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金でございます。内容といたしましては、脱水汚泥等の放射線物質の濃度測定に係る委託料にかかった費用が対象となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきましては、特に不用額の大きなものにつきまして説明をさせていただきます。

決算書の9ページ、10ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1款議会費につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に、2款総務費につきましては、予算現額1億3,348万5,000円、支出済額1億3,018万6,924円、不用額329万8,076円でございます。

次のページ、12ページを御覧いただきたいと存じます。

4節共済費の不用額47万1,060円でございますが、共済費の負担金において期末手当の減などによるものでございます。

10節需用費の不用額36万6,904円でございますが、例規集の印刷代として約43万円の執行残によるものでございます。

12節委託料の不用額52万352円でございますが、次のページ、14ページを御覧いただきたいと存じます。備考欄の消防設備点検委託で13万5,000円、ホームページ保守委託で16万1,250円、財務書類作成支援業務委託で18万2,000円などの執行残でございます。

18節負担金、補助及び交付金の不用額52万4,514円でございますが、市町村総合事務組合負担金で25万1,264円などの執行残でございます。

次に、15ページ、16ページを御覧いただきたいと存じます。

3款事業費の予算現額1億5,267万円、支出済額1億4,442万4,736円、不用額824万5,264円でございます。

10節需用費の不用額634万7,359円でございますが、こちらは説明書の5ページ、6ページを御覧いただきたいと存じます。こちらの中で、(2)し尿処理費に関する事項、ア、施設運営管理の消耗品等の状況、イ、各機械設備修繕の状況に消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料の実績を記載しております。不用額につきましては、これらの実績に伴う執行残でございます。

次に、決算書の16ページにお戻りいただきたいと存じます。

12節委託料の不用額187万2,408円でございますが、主な理由といたしましては、脱水汚泥の搬出が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、17ページ、18ページを御覧いただきたいと存じます。

4款公債費につきましては、年度当初に財政調整基金から一時借入れをいたしました、その利子相当分でございます。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、決算書の20ページを御覧いただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、1の歳入総額3億920万4,000円、2の歳出総額2億7,956万1,000円、3の歳入歳出差引額2,964万3,000円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでした。5の実質収支額は2,964万3,000円でございます。6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございませんので、この金額は全額令和3年度へ繰り越されていくものでございます。

続きまして、21ページ、22ページを御覧いただきたいと存じます。

財産に関する調書でございますが、1の公有財産の土地及び建物につきましては増減はございませんでした。2の物品につきましては増減はございませんでした。3の基金の財政調整基金につきましては、令和2年度中に1,747万9,366円を積立てし、年度末現在高は1億7,457万6,000円となったところでございます。

以上で第8号議案の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（星野良行議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

△監査報告

○議長（星野良行議員） 次に、令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について、監査報告を求めます。

野本一人監査委員。

○監査委員（野本一人君） ただいま議長から監査報告についての御指名をいただきました監査委員の野本でございます。代表して決算審査の報告をさせていただきます。

私と議会より選出されました村山監査委員は、去る7月8日、当組合において、令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。

審査に当たりまして、会計管理者をはじめ関係職員の出席を求め、それぞれ説明を聞きながら審査を行いました。

審査の主眼としまして、1点目は、令和2年度一般会計歳入歳出決算書及び事項別明細書等の附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であるかどうかについて、2点目は、歳入歳出予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかについて審査を行いました。

その結果、決算書をはじめ附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も誤りなく適正に表示され、また、歳入歳出予算の執行状況についてはおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、審査の概要につきましては、7月15日付で決算審査意見書を管理者宛てに提出し、その写しが議員各位に配付されておりますので、朗読は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、監査報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

(午前10時23分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時26分)

△提出議案に対する質疑

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は、自席で着座にてお願いいたします。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） 5番、坂本でございます。よろしくどうぞお願いします。

3点ほどお伺いをしたいと思っています。第8号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計決算、これに対する決算書を説明いただきました。これに対する質問でございます。

まず1点目は、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料の中で、緑地整備委託、またあわせて備前堤草刈委託の委託内容、あるいは委託先、特に委託内容としましては、面積、あるいは回数、この辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、2つ目には、職員採用試験業務委託、令和2年度は行われました。この委託先と、それから最終的な応募者数、これについてお教えいただきたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、3款の事業費、1項事業費、1目し尿処理費の中の10節の需用費でありますけれども、光熱水費の予算見積りに対して決算の額、これはちょっと私のほうで比較させていただきまして、少し大きな差が出たようであります。この5年間の予算額と決算額の推移、それから、これに対する積算の考え方、また、足りなくなると大変だという事情はわかりますけれども、この積算の考え方、それから、今回比較的大きな差が出た、この辺の要因について御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、5番、坂本議員さんの第8号議案についての御質問に順次お答えさせていただきます。

歳出2款総務費の12節委託料について、1番目の緑地整備委託、備前堤草刈委託の委託内

容、委託先でございますが、初めに緑地整備委託でございますが、こちらは組合敷地内の除草や植木の刈り込み剪定作業を委託しているもので、委託先は桶川市シルバー人材センターでございます。次に、備前堤草刈委託でございますが、こちらは組合を出まして、鍋蔓橋を渡ってすぐ右折したところから新幹線の高架下にかけて道路沿いに備前堤という堤がございます、そちらの一部の草刈りを周辺地区の小針領家さんと協定書を締結し、それに基づきまして年2回行っているものでございます。面積は970平方メートルでございます。委託先は、青木清掃株式会社でございます。

次に、2番目の職員採用試験業務委託の委託先、応募者数でございますが、委託先は公務員の試験によく採用されております株式会社日本経営総合研究所でございます。応募者数は37名でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 5番、坂本議員さんより御質問いただきました第8号議案についてお答えさせていただきます。

議長の許可を得てお配りした資料の1ページを御覧ください。

需用費、光熱水費、電気、予算決算比較表、過去5年といたしまして、平成28年度から令和2年度までの光熱水費、電気料金について、予算額、決算額及び比較をまとめたものでございます。

御質問の光熱水費の予算見積り及び決算の差が大きいことについての説明でございますが、これまで予算単価を定めるに当たり、前年度の決算額を電力量で割り、1キロワットアワー当たりの単価を求め、前年度の決算額を、失礼いたしました、前年度の単価を参考に予算を定めております。平成30年度予算単価20円に対し、決算単価は19.95円でございます。令和元年度予算単価は20.03円に対し、決算単価は19.88円でございます。令和2年度予算単価は20.08円に対し、決算単価は18.19円となったところでございます。令和2年度は、予算では1キロワットアワー当たり20.08円と見込んでおりましたが、決算では1キロワットアワー当たり18.19円となり、約3円の差が生じたことにより、執行残349万7,305円となったものでございます。

令和2年度の決算単価が安価となった要因でございますが、電力会社が発電する際に使用する燃料の調達費用が安価であったことにより、それにより発電された電気料金も安価となったため、執行残が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） 草刈り、あるいは今の電気料の関係については分かりました。

1点目のシルバー人材センターにお願いしている緑地整備の委託ですけれども、これは量としてはどのくらいになるかお分かりでしょうか。どういうものが、例えば樹木等がありますか、そういうものについてはどの程度の量の処理をお願いしたか、この辺のちょっと具体的な中身について、もうちょっと説明をお願いします。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） ただいまの坂本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

草刈り業務の関係の量でございますが、すみません、緑地整備のほうの量ということでございますが、こちらのほうは量にしますと、ちょっとトン数のほうは把握していないのですが、ごみ袋のほうで軽トラック1台分ですか、樹木のほうの刈り上げにつきましては軽トラック2台分ぐらいの組合の樹木の全ての木々の整備を行っております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） 分かりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（星野良行議員） 以上で、5番、坂本敏治議員の質疑を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 8号議案について質疑をいたします。

まず、歳入のところ基金運用利子がありますが、過去5年間の基金の額と運用先、利率について御説明ください。

次に、歳出ですが、職員の人件費で、12ページに当たりますが、職員の配置状況と、それから女性の割合、それと更衣室とか休憩室、トイレなどの配慮されたものはどのようになっているか伺います。

次に、報償費ですが、講師謝礼というのが計上されていますが、これの使途、それから、研修についてはどのように計画的になっているか、お教えてください。

次に、同じページで委託料です。財務会計システム、給与システム保守委託、財務書類作成

支援業務委託の契約形態と相手先について御説明ください。また、給与システム関連機器借上げと別途契約にしている理由と、その相手先はどうなっているのか、伺います。

次に、需用費です。消耗品に次亜塩素酸タンクを、第2施設の工事の中で、10立米から2立米に変更したというふうに仕様書には書かれているわけですが、前年度の使用量というのはゼロになっています。苛性ソーダもメタノールもゼロになっているのですが、その辺の運用状況について御説明をいただきたいと思います。

次に、修繕料ですが、合計6,366万8,550円という計上がされています。その修繕のうち定期的なもの、定期的に3年ごととか5年ごととか、そうになっているものはどれなのか、何年度単位のものなのか。また、個別施設計画の中にも一覧表が出されているわけですが、それとの整合性はどのようになっているのか、御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、11番、北村議員さんの第8号議案についての御質問に順次お答えさせていただきます。

初めに、基金運用利子について、過去の5年間の基金の額と運用先、利率についての御質問でございますが、議長の許可を得て事前にお配りした議案質疑資料の2ページ目の財政調整基金残高運用先及び利率の状況5年間を御覧いただきたいと思います。

初めに、28年度末は、基金額は1億9,144万822円、15の金融機関に預金しました。平成29年度末は、基金額は1億2,273万1,822円、11の金融機関に預金しました。平成30年度末は、基金額1億4,223万6,822円、13の金融機関に預金しました。令和元年度末は、基金額1億5,709万6,822円、14の金融機関に預金しました。令和2年度末は、基金額1億7,457万6,188円、15の金融機関に預金しました。全て1年の定期預金でございます。

利率につきましては、平成28年度から令和元年度まではほとんどが0.01%で、最高で0.04%でございます。令和2年度におきましては、ほとんどが0.02%で最高が0.032%となっている状況でございます。これらの基金は、構成市町にある金融機関に預金しているものでございます。

次に、職員について、配置状況、女性の割合、更衣室、休憩室、トイレなどの状況についての御質問でございますが、令和3年度の職員配置状況は、総務担当に女性1人を含みまして5名、行政委員会担当に1名、業務担当に再任用職員2名を含めまして5名の計11名でござい

ます。次に、女性職員の割合は11名中1名でございますので、割合は9%でございます。次に、更衣室につきましては、男性、女性別々の更衣室がございます。休憩室につきましては、食堂という名目ではございますが1室設けてございます。次に、トイレにつきましては、事務所の1階、2階にそれぞれ男性、女性のトイレがございます。

次に、報償費について、講師謝礼の使途、計画的な研修会についての御質問でございますが、初めに講師謝礼の使途でございますが、令和2年度におきましては、一般財団法人日本経営協会から講師を招き、地方公共団体を取り巻く環境の変化と仕事の説明責任について研修をいたしました。主な内容といたしましては、経済の変動に影響される住民と地方公共団体について、法令に基づく仕事という観点から、慣例等に頼った作業や思い込みによる解釈について、職員個人に関わる損害賠償責任、部下、後輩を育てる手法の変化等について研修いたしました。

次に、計画的な研修についてでございますが、組合におきましては特に計画は設けてございませんが、研修におきましては職員に適時埼玉県主催による研修会、彩の国さいたま人づくり広域連合による職員の研修会、桶川市さんの研修会及び企業主催による自治体職員向けの研修会に参加しております。これらにつきましては職員個々の研修記録簿に記録し、職員が同じように研修するように適時研修参加を図っているところでございます。

次に、委託料の財務会計システム、給与システム保守委託、財務書類作成支援業務委託の契約形態と相手先についての御質問でございます。財務会計システムについては、随意契約により株式会社内田洋行と契約し、給与システム保守委託については、指名競争入札により株式会社TKCと契約し、財務書類作成支援業務委託については、随意契約によりOAG税理士法人与契約いたしました。

次に、給与システム関連機器借上げと別途契約にしている理由と相手先についての御質問でございますが、こちらは契約といたしましては名称が給与システム賃貸借及び運用支援等となっておりまして、内訳として給与システムの借上料と給与システム保守委託を併せた形で発注、契約を行いまして、株式会社TKCが受注しているものでございます。各月の支払い時におきまして、システム保守委託料とシステム借上料と別々の請求書を頂いて支出しているものでございます。

以上でございます。

申し訳ありません。先ほど財政調整基金の利率のほうでございますが、令和2年度の利率を0.02と申し上げてしまいましたが、利率のほうは0.002に訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 11番、北村議員さんより御質問いただきました第8号議案について順次御説明させていただきます。

第8号議案参考資料の令和2年度主要な施策の成果に関する説明書の5ページを御覧ください。

初めに、事業費の10節需用費、消耗品費について、使用量がゼロであったことについて説明させていただきます。

表中の品名の欄の上から4行目、苛性ソーダについてでございますが、高度処理設備の加圧浮上分離処理に用いる薬品で、混和槽の水素イオン濃度の変動により自動制御で注入しているものでございます。令和元年度及び令和2年度の使用量においてゼロとなっておりますが、処理水の状態が良好に維持管理できたことにより購入しなかったものでございます。

次に、1つ下の次亜塩素酸ソーダについてでございますが、毎月放流水の水質分析を行い、大腸菌群数が確認されたときに添加しているものでございます。令和元年度は、分析結果において大腸菌群数が確認されなかったことにより使用しなかったためゼロとなっているものでございます。また、令和2年度に4,420キログラムを購入いたしました。大腸菌群数の確認はありませんでしたが、新型コロナウイルスの蔓延に対し、衛生上の観点から放流水を全量滅菌処理することが最良であるとの取組に至ったことから購入したものでございます。

また、貯留タンクの容量を10立米から2立米に変更した理由でございますが、薬品の有効成分が長期保存により失われることから少量の管理に見直し、成分を有効に作用させることとしたため、タンク容量の見直しをしたものでございます。

次に、1つ下のメタノールについてでございますが、生物処理を行っている攪拌槽に注入し、脱窒菌の栄養源として使用、注入するものでございます。令和元年度及び令和2年度の使用量においてゼロとなっておりますが、施設の運転調整により注入する必要が生じなかったことから購入しなかったものでございます。

次に、事業費の10節需用費、修繕料について御説明させていただきます。

第8号議案参考資料の令和2年度主要な施策の成果に関する説明書の6ページを御覧ください。

当初予算書に記載のある整備を計画的定期整備と捉え、定期的なものはどれか、何年度単位のものか、個別施設計画との重複はあるのかについて、表の整備名称より御説明させていただ

きます。

初めは、破砕機整備でございます。これは4台の機器を2台ごと交互に使用し、整備をしているもので、毎年整備するものでございます。

次に、オゾンナイザー整備は、装置を構成する対象機器は異なりますが毎年整備するものでございます。

次に、汚泥ホopp等搬送装置整備は5年ごとに整備するものでございます。

次に、脱臭ファン整備は、中低濃度臭気用は毎年、極低濃度臭気用は隔年で整備するものでございます。

次に、第2施設保全計画整備（その1）、ポンプ、ブロワ等整備でございます。対象設備の内訳でございますが、軸ねじ式ポンプ整備、ブロワ整備は、投入ポンプ等の毎年実施するものから逆洗排水ポンプ等5年ごととする機器を対象とするものでございます。次に、オゾン反応槽散気管整備は3年ごとに整備するものでございます。次に、凝集剤溶解装置整備は15年、全りん・全窒素・COD自動測定装置整備は16年、曝気槽空気配管整備は10年、予備貯留槽元バルブ整備は30年の経年劣化に伴う整備をしたものでございます。

次に、第2施設保全計画整備（その2）、シーケンサ、中央監視機器整備でございますが、シーケンサは10年、中央監視用コンピューターは5年ごとに整備するものでございます。

次に、コンプレッサー整備は4年ごとに整備するものでございます。

次に、減速機整備は5年ごとに整備するものでございます。

次に、フォークリフト整備は、法令に基づき毎年整備するものでございます。

これまで説明した整備のうちフォークリフト整備を除く全ての整備は、個別施設計画で推奨されている整備でございます。

また、その他設備の自動火災報知器整備、総合受信盤でございますが、法定点検により指摘を受けた30年使用した機器の更新をしたものでございますが、個別施設計画で整備が推奨されているものでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） ありがとうございます。

基金運用利子なのですけれども、この一覧表を見ますと一桁違う、0.022、0.032%というのが出てきますけれども、そちらのほうに多少、例えば3,400万の埼玉りそな銀行があるわけ

ですけれども、その辺を移動して、ちょっと利息を一桁稼ぐというような方向性というのはあるのでしょうか。その辺についてお答えください。

それから、給与システムのところなのですけれども、指名競争入札ということで34万3,000円というふうになっていましたけれども、そうすると予定価格はかなり低かったのかなという気がしているのですが、その辺についてもうちちょっと、指名競争入札で何社で、上から下まで、幾らから幾らまでなのか、その辺を教えてください。

それから、修繕料なのですけれども、一通り御説明を受けたのですが、ちょっとよく分からないのは、この6ページの中で、第2施設の保全計画（その1）のほうは2,970万で、ポンプ、ブロワ、幾つかまだほかにも7つぐらいあったような気がするのですが、その他設備の第2施設の場合には2,347万6,200円ということで細かく書かれていると、これはどうしてその1のほうは丁寧に書かれていないのか、今メモを取りながらちょっと不思議に思ったのですけれども、その辺はどのような考え方でいるのか、教えてください。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） ただいま御質問がございました財政調整基金の利率の関係で、利率の高いところに増額預金したらどうかということでございますが、私どものほうは銀行からの借入れがございませんので、ペイオフ制度の関係がございまして上限を1,000万円とさせていただいております。埼玉りそな銀行につきましては、組合及び他の自治体の指定金融機関になってございまして、信用のおけるものとして金額を多く預金させていただいているところでございます。

次に、給与システム関係の入札状況でございますが、4社と入札をさせていただきまして、その結果でございますが、給与システム保守料金のほうは月額で、すみません、入札させていただいております。5年の継続契約で履行させていただいております。システムの保守委託料は、月額で2万8,644円、借上料は月額で1万3,284円となっているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 再質問いただきました表記の件でお答えさせていただきます。

資料等におきまして、大きく工事名称として捉えた名称について記載をさせていただいてお

りましたが、御指摘のように内容の説明等に至り不備を生じることもございましたので、今後このようなことがないように事務の改善を図り、見直しを図っていきたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 基金運用利子の関係なのですけれども、信用と信用じゃないということで、言ったら全ての銀行はある程度信用できるというふうに思っておりますけれども、今後これから先、これだけの細かい運用をしていくのであるならば、やはり利率の問題というのも検討に値するのではないかというふうに思いますので、財産運営に関してもう少し慎重に検討をしていただけないか、これは最後の答弁ですのでお願いします。

それから、今の給与システムがよく分からなかった、入札の結果、一番上と一番下、どのくらいなのかということと、予定価格としてどのようになっているのか、その辺について御説明をお願いいたします。修繕料については了解いたしました。これから先よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩します。

（午前10時56分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（星野良行議員） 大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） 先ほど北村議員さんから御質問がございました財政調整基金の運用について、議員さんがおっしゃるとおりでございます。今後、調査研究、検討してまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。よろしく申し上げます。

続きまして、給与システム賃貸借及び運用支援等の入札内容でございますが、予定価格のほうで850万円でございます。落札金額が232万400円でございます。その中で、ほかの業者の中で一番高かった業者さんが594万円でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 以上で11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

次に、1番、砂川和也議員。

○1番（砂川和也議員） よろしく申し上げます。

8号議案より、資料の説明書5ページ、7ページから3点質問を準備しましたが、1点、先般議員と重なりますので2点ほど質問させていただきます。

消耗品費について、無機凝集剤、消臭剤の項目が前年度と比べますと大きく減少しております。この減少の要因について御説明いただきたいと思っております。

2点目、脱水汚泥及びし渣の状況を見ますと、年間搬出量の1トン当たりの単価が増えています。一部を除いて搬出量の減少が見られる中で、搬出量の単価増額の要因について御説明いただければと思っております。

以上となります。

○議長（星野良行議員） 1番、砂川和也議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 1番、砂川議員さんより御質問いただきました第8号議案について順次御説明させていただきます。

第8号議案参考資料の令和2年度主要な施策の成果に関する説明書の5ページを御覧ください。

初めに、事業費の10節需用費、消耗品費について、無機凝集剤、消臭剤の項目が前年度と比べて大きく減少していることについて説明させていただきます。

表中の品名の欄の上から3行目、無機凝集剤についてでございますが、無機凝集剤は加圧浮上及び汚泥の脱水に使用するものでございます。減少の主な要因でございますが、タンクローリー車で納入するに当たり、貯留タンクの容量に対し最少納入量との調整ができなかったため、1台分の購入に至らなかったものでございます。

次に、上から7行目、消臭剤についてでございますが、脱水汚泥及びし渣の搬出時に搬出コンベアーの出口及びコンテナ車の積込み作業時に噴霧するものでございます。減少の主な要因でございますが、脱水汚泥の搬出に対し消臭剤の噴霧を行わず、活性炭入りマスクを着用することで積込み作業が実施できているためでございます。

次に、脱水汚泥及びし渣の搬出量の単価の増加についてでございますが、組合では脱水汚泥の外部処理に当たり、事業者の機器整備や事故等の場合であっても計画的な搬出ができるよう

2社と契約しております。令和元年度と令和2年度の2社の契約の単価の変更はございませんでした。

支出額が増となった要因でございますが、2社の契約単価及び搬出量の違いにより生じたものでございます。また、増額への取組についてでございますが、契約単価と搬出量により生じる問題であるとの認識はしておりますが、各月の搬入量の変動と事業者側の整備時期により起こる問題であるため、対応は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

1番、砂川和也議員。

○1番（砂川和也議員） ありがとうございます。

分散委託については理解いたしました。増加する年間搬出量の単価にも注力し、今後も継続的な運営をお願いしたいと思います。

以上となります。

○議長（星野良行議員） 以上で1番、砂川和也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。一人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっておりますのでよろしくお願いたします。

次に、一般質問終了後、再び休憩を取りたいと思います。提出議案に対する討論のある方は、その際に事務局まで通告書を提出願います。10分程度休憩をしたいと思います。

(午前11時07分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（星野良行議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。
発言は登壇にて行います。

5番、坂本敏治議員。

〔5番 坂本敏治議員 登壇〕

○5番（坂本敏治議員） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、坂本敏治でございます。初めてでありますけれども、一般質問をさせていただきたいと思っております。

令和元年度に策定されましたし尿処理施設整備基本構想、これです尿処理の状況と、それから課題を明確にして、老朽化した施設の施設整備事業の検討事項、これが整理されました。その中で、令和2年度に行う精密機能検査の結果を踏まえて、施設整備時期の検討、方案、やり方ですね、これについての検証をする、こうなっておりました。本年6月のこの衛生議会、令和3年第1回臨時会におきまして、行政報告で約5年程度は運転管理に支障はないと考察を得たと管理者のほうから報告もありました。そこで、精密機能検査報告書、そのとき配付をされましたので、少し読ませていただきまして、その中から気になった点について今回一般質問をさせていただくことにいたしました。よろしくどうぞお願いいたします。

まず、第1点でありますけれども、約5年程度は運転管理に問題はないと、こう報告がありました。またあわせて、その中で記載されたところでは、適切な整備を実施していけば、およそ10年から15年程度の使用は可能と推測できるとの記載もあったようで私は認識をいたしました。今後のこの施設整備計画、これをどのように考えて、スケジュール等も含めましてどう考えていくのか。あるいは当面の検討課題は何なのか、これについての組合としての御認識をお伺いをしたいと思います。

2点目でありますけれども、この報告書の中で搬入量が安定したところで、施設の更新を計画することは望ましいとの意見、記載がありました。この搬入量が安定する時期、あるいはそういう条件が本当にどうできていくのだろうか、どう考えられておられるのか、組合の見解をお伺いをしたいと思います。

3点目でありますけれども、この機器について、これについては修繕に使う部品がないものも大半となる等も指摘をされているところであります。こうしたときに部品がない、老朽化する機器、こういう中で部品がないものが出てくる、多く出てくる、このような中でどのように対処をされる御予定なのか、この点についてもお伺いしたい。

この3点について、まずお伺いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 坂本議員さんの御質問に順次お答えを申し上げます。

初めに、精密機能検査報告書についての1、今後の施設整備計画をどう考えるのか、当面の検討課題は何かについてでございますが、さきの臨時会においてお配りした精密機能検査等の冊子は、施設の機能等について検査をしたもので、現状の維持管理は支障のない状況であるとの所見を得たものでございます。

1つ目の御質問の今後の施設整備計画をどう考えるのかについてでございますが、短期的な5年間は整備期間、運転期間等により、整備対象となった機器の整備を計画し、実施してまいりたいと考えております。また、長期的には令和2年3月にまとめたし尿処理施設基本構想に基づき、延命化の方案と更新の方案について検討するとともに、処理水を河川放流する方法や公共下水道へ接続する方法等についても、今後の長期的、安定的な施設運営を見据えた施設整備を検討してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問の当面の検討課題は何かについてでございますが、精密機能検査の所見にございました5年以内に次の整備方針について調査研究し、方針をまとめることが組合が向き合うべき当面の課題であり、長期的な視野でし尿処理施設について考える時期を迎え、多角的な視点から比較検討しなければならないものと考えております。組合といたしましては、昨年より続く新型コロナウイルス感染拡大により思うような活動ができていないところではございますが、県内の処理施設を見学に行くなどし、情報収集に努めているところでございます。

次に、2、搬入量が安定する時期、条件をどう考えるのかについてでございますが、初めに搬入量が安定する時期についてでございますが、明確な時期を捉えることは難しいと思っております。その理由といたしましては、搬入量は処理対象の人口と密接に関係しているものでございますが、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口では人口減少が予測されておりましたが、令和2年度の国勢調査における2市1町の人口は増加している状況にあり、人口予測は難しい状況でございます。また、搬入量が安定する条件についてでございますが、処理対象人口の推移が一定の期間において増加の傾向、減少の傾向、あるいは均衡の傾向といった傾向の安定期として捉えることができるものと考えております。

次に、3の機器の修繕に使う部品がないものの対処方針はあるかについてでございますが、毎年計画実施している修繕は、分解整備によって機器内部の劣化消耗部品の交換を行い、機器

の性能回復を図るものでございます。御質問の機器の修繕に使う部品がない場合は、性能回復を図ることは不可能であることから整備目的を達することはできません。このことから組合では、整備の実施時に新型機種の発売状況や既存部品の在庫流通状況を確認することとしております。また、これまでも入手困難な部品が生じることはございましたが、その場合は後継機種等への更新により対処してまいりました。今後も同様の対応により機器整備を行い、安定した処理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

5番、坂本敏治議員。

〔5番 坂本敏治議員 登壇〕

○5番（坂本敏治議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の整備計画の考え方の問題でありますけれども、御答弁の中で5年間の維持方針、これについては継続していく、その間に長期的な整備の検討、これが課題となっている、このような説明がありました。これについてはそのとおりだと思います。理解しました。基本構想や精密機能検査、これが終了したことによって、検討に進んでいく材料、これがそろったというふうに認識をしたところであります。前の会議の中で基本構想の検討、お話の中で、相当老朽化というのが強調されて、早晩に検討を要するというふうなお話もありまして、私は結構急いでいるのかなというふうに認識をしましたがけれども、5年は安定して維持できる。それから、長期的に見て十分な検討時間もあるなという印象を持ちました。

しかしながら、この組合の構成市町の御意見、これらをすり合わせながらやっていくという点では相当丁寧な、時間をかけた検討が必要というふうに思われます。そういう点で早急にやっぱり取りかかっていく、この必要があるというふうに考えています。実際に案ができたとしても、工事期間等が5、6年かかるというふうに基本構想の中でも予定をしております。そういう点では、いかに早く具体的な案を練り上げる、十分な時間をかけて練り上げるかが大事かと思えます。これについての御所見も改めてお伺いしたいと思います。

それから、2つ目の問題ですけれども、計画時期と搬入量の関係でありますけれども、精密機能の検査での搬入量、安定したところという云々がありましたので、そういう時期が来るのかなというふうに思っておりましたけれども、やっぱり答弁の中でお話があったように、人口の動向、あるいは下水道事業のそれぞれの構成市町の中での進捗状況、あるいは場合によっては社会環境の変化、これらについてもあるというふうに理解をしております。そうした中で、

処理方法も含めてこの大規模なそうした施設、これを検討するわけですが、将来を見据えた整備計画が、これが求められるというふうに思っています。そういう点では、本当にこれからはまだ必要な調査等を、あるいは検討といいますか、ほかの施設の見学、あるいは内部での、それぞれの部署での検討が必要というふうになってくるのかなと思いますけれども、その辺についての流れ、これについて改めてもう一度お伺いしたいと思います。

それから、部品がなくなった機器については機器更新、これについてどうしても取り替える部分が多くなれば維持修繕料等がかさんでまいります。そういう点では、使えるだけ使えばいいということには単純にはならないのかなというふうに思っています。そういう点では、ただ、私が心配しているのは、部分的な機器更新、これを繰り返すことによって全体のプラントといえますか、機能がどのように影響を受けるのかな、この辺の心配もしているところでありますので、その辺の全体への影響についてもちょっと御説明をお願いできればと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 坂本議員さんの再質問にお答え申し上げます。

初めに、今後の整備計画についての考え方でございますが、検討に進む材料がそろったかとの御質問でございますが、整備計画を検討する際の基礎資料となるものと考えておりますが、整備計画を作成するためには、将来の処理量や今後の処理方式などについても検討する必要があり、引き続き調査研究が必要になるものと考えております。また、早急に取りかかる必要があるとの御指摘でございますが、議員御指摘のとおりと考えているところでございます。

次に、将来を見据えた整備計画が求められているが、改めて見解をとの御質問でございますが、組合の処理量は減少傾向にあるものの、先ほど御答弁申し上げましたように、将来の予測はなかなか難しい状況でございますが、整備計画を策定する際には将来も見据えて施設が過大とならないように、また、過小とならないような整備計画を検討する必要があるものと考えております。

次に、部分的な機器更新が繰り返されることでの全体設備に影響することはないかとの御質問でございますが、本体設備への影響はないものと考えております。しかしながら、機器更新に伴い、その附帯設備についても改修の必要が生じる場合があります、その場合には新たな費用負担となることも考えられますので、その点にも留意をしながら機器の更新を行ってまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員。

〔5番 坂本敏治議員 登壇〕

○5番（坂本敏治議員） 御答弁ありがとうございました。

質問といたしますか、これは要望になるかと思うんですが、やはり老朽化した事実、これについてはしっかり受け止めなければなりません。そして、その基本構想に基づいた整備計画を進めていく上で、先ほども申し上げましたように、2市1町の構成による組合ということですので、それぞれの行政での事業の進捗、あるいはこれから大きな問題になりますけれども、どのようなものをつくるか、そして、財源構成をどうするかと、こういうことも大きな課題になってくると思います。そういう点では、これからも早めな取りかかりの検討を十分にさせていただいて、また、この議会にも報告し、あるいはそれぞれの部署での必要な情報提供等をぜひ綿密にやっていただいて、事業を進めていただきたいと思います。これから進める中で、大いにこの議会の中でも議論になろうかと思しますので、私も積極的な参画をしてみたいというふうに思っております。ぜひ一定の段階ごとの説明をひとつしていただくことを要望して、今回の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（星野良行議員） 以上で、5番、坂本敏治議員の一般質問を終わります。

次に、11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 11番、北村あやこです。一般質問をさせていただきます。

先ほど管理者のお話にもありましたけれども、今日8月6日は広島に原爆が投下された日、広島、長崎の全ての被爆者に対してお悔やみを申し上げるとともに、核のない世界を念じずにはられません。

それでは、一般質問を行いますのでよろしくお願いします。

感染拡大がこここのところ深刻になっております。財政出動も結構されているのですが、国の予算ではまだ未執行の部分が随分あると言われております。とはいうものの、我がこの組合地域においても、予算の節約なり有効な使い方というのは常に求められていると思います。ますます求められているという状況が増えてまいると思いますので、その観点からも質問をさせていただきます。

まず、今後の組合の方向性についてですが、前議会で今後の組合の方向性を定めるにはいま

しばらく時間が必要という管理者の答弁があります。前年度に出された精密機能検査報告書及び個別施設計画、これはどのように受け止めるのか、お伺いをしたいと思います。その上で、今後どの程度の時間と検討作業が必要で、その時間はどのくらいなのか、工程表の資料を基に説明をいただきたいと思います。

次に、前議会に続く副管理者への質問を行います。

畠山副管理者については、前議会では、衛生組合とは密に情報の共有を行い、市民生活への影響を最小限に抑えるように努力したいという答弁がされました。当組合に当てはめると、この影響というのはどのようなことなのか、お教えいただきたいと思います。

次に、大島副管理者ですが、伊奈備前守を引き合いに出されまして、庶民本意に物事を考え、庶民に寄り添った施策を行ったことが伊奈家の精神の真髄というお話をいただき、感銘を受けました。では、当組合の方向性を決めるのに際し、町民に寄り添ったアイデアというのはどのようなことが考えられるか、御教授をいただけると幸いです。

次に、例月監査や法令遵守について、前議会で管理者が例月監査を行っていなかった点について、3、4か月に一度はやっていたのだから誤解のないようにとの答弁がありました。ただし、地方自治体として法の遵守をしなかった点について謝罪も反省もありませんでした。この理屈は、構成市町の住民が、例えば手数料を払っていないわけではないといって払わなかった場合とか、法律を守らないで税金を払わないといったときに、執行部側が、当事者側がこういう法令遵守の精神がないとやはりまずいと思います。法とはそのような程度なのか、その点についての見解を求めたいと思います。

次に、随意契約についてです。組合がホームページで2件の公表がされました。この中でシーケンサ、中央監視機器の整備及びオゾナイザー整備について、他社ではなぜ駄目なのかははっきりしません。自治法施行令167条の2の第1項第2号の該当にはならないのではないのでしょうか、伺います。

次に、本年度の入札ですが、1社しか参加していない契約について、その理由を伺いたと思います。また、次亜塩素酸ソーダ貯留設備、脱水機及びポンプ等整備の入札辞退が4社もありましたが、その理由は何でしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、北村議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、今後の組合の方向性についての①、前議会で今後の組合の方向性を定めるにはいましばらく時間が必要との答弁がされている、前年度末に出された精密機能検査報告書及び個別施設計画をどのように受け止めたのかについてでございますが、精密機能検査は、3年ごととされている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に基づき、維持管理の実績、水質試験等の結果及び維持管理の状況を基に、処理機能の調査及び設備の調査を行う検査をしたもので、6月臨時会に行政報告させていただいたところでございます。この精密機能検査報告書において十分に整備、補修がなされているが、稼働開始から30年を経過しており、常に先手での対応が求められるとの所見を受けました。また、約5年間程度は運転管理に支障はないとの考察も得たところから、適切な維持管理に努めるよう指示をしたところでございます。

御質問の前年度末に出された精密機能検査報告書及び個別施設計画をどのように受け止めたのかについてでございますが、5年間は必要な整備を滞りなく計画、実施し、処理の安定に努めてまいりたいと考えております。また、今後の5年間でその後の施設の維持について、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、②、今後どの程度の時間と検討作業が必要で、その時間はどれくらいか、工程表の資料を基に説明いただきたいについてお答えいたします。

資料の用意はございませんが、御質問の1つ目の今後どの程度の時間が必要かにつきましては、さきの答弁で申し上げました5年を目安に検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の今後どの程度の検討作業が必要かについてでございますが、考えられる予定といたしましては、令和3年度から4年度において現有施設の耐用年数について、構成市町における公共施設の維持管理に関する事例ですとか計画を参考に調査研究し、令和5年度には目標を定め、そして、令和5年度から6年度まで、その目標年度まで施設を使用するために必要な整備について調査研究をいたします。次に、令和7年度には令和8年度より次の5年間の計画の検討を行っていききたいというふうに考えております。また、検討をするに当たっては、令和2年3月にまとめましたし尿処理施設基本構想で挙げられました搬入量の減少や老朽化の課題を踏まえまして、延命化か更新かについての検討ですとか、処理水を河川放流とする方法や公共下水道へ接続する方法などについても、継続して調査研究してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、例月監査や法令遵守についてお答えをいたします。

さきの2月定例会におきましても御説明させていただいておりますが、令和元年度までは例月現金出納検査につきまして、毎月、歳計現金基金残高報告書、主な収入支出の概要及び残高証明書監査委員さんにお持ちし、御確認をいただき、その取りまとめとして、3、4か月の範囲で現金出納検査を実施しておりましたが、令和2年度からは毎月例日に出納検査を実施することと改めさせていただいております。

また、令和2年8月定例会において、私のほうから例月現金出納検査を毎月例日に行っていなかったことについておわび申し上げたところでございますが、さきの2月定例会において監査を行っていたので誤解のないようにと申し上げたのは、議員の御質問の趣旨が監査を行っていないというふうを受け止めたので、そのようにお答えいたしました。いずれにいたしましても、今後におきましては地方自治法などの法令をしっかりと遵守してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星野良行議員） 畠山副管理者。

〔副管理者 畠山 稔君 登壇〕

○副管理者（畠山 稔君） 副管理者の畠山でございます。

北村議員の御質問にお答えいたします。

市民生活への影響でございますが、上尾市におきましてはコロナ禍の臨時財政運営方針を決定し、事務事業や補助金などについて見直しを行い、それによって生み出された財源を、より重要な新しい事業に振り向けるなど、危機的な対応モードの財政運営に努めているところでございます。このような厳しい財政状況でございますが、衛生関連の事業は、住民の皆様の生活に直結する大変重要な事業であることを認識しているところでございます。

当組合のし尿処理施設は、建設後約30年が経過し、経年劣化による施設の老朽化が進んでおりますが、定期的な施設の修繕により現状の維持管理には支障のない状況でございます。しかしながら、故障による施設の稼働が長期間にわたり停止した場合には、し尿などの受入れを停止せざるを得なくなる事態も想定され、市民生活に影響を及ぼすことが考えられます。そうした事態に至らないように、小野管理者、大島副管理者と共に今後も必要な維持修繕を行い、最少の経費で、し尿処理施設が安定的に稼働できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 大島副管理者。

〔副管理者 大島 清君 登壇〕

○副管理者（大島 清君） 北村議員さんの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

前回の2月の定例会で、コロナ禍の中で町民の皆さんや企業の皆さんが命がけで頑張っている日々を拝見し、今こそ伊奈町らしい町民に寄り添ったアイデアとともに、財政をしっかりと考えてまいりたいというふうに思っておりますとお答えをしたことを受けての質問かと存じます。

8月2日から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、私といたしましては、町民の生命と安全を守ることを最優先に考えるとともに、何事においてもスピードをもって対応することが大事であるというふうに思っております。その上で、最少の経費で最大の効果を発揮する、このことが行政としての使命であるというふうに考えているところでございます。これは伊奈町の行政だけでなく、この上尾、桶川、伊奈衛生組合にも言えることでありますので、今後も小野管理者、畠山副管理者並びに議員の皆様方と共に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 随意契約についての御質問にお答え申し上げます。

初めに、1番目の2件の公表がされているが、シーケンサ、中央監視機器の整備及びオプナイザー整備について他社では駄目なのか、自治法施行令167条の2第1項第2号の該当にはならないのではないかについてでございますが、御質問の2件の整備は産業用コンピューターのシーケンサによる制御監視システムが構築されているもので、ハードウェア、ソフトウェアとともに工事を請け負った事業者の著作物として整備を行いながら現在に至っております。また、当該機器は、既存の設備と密接不可分の関係にあり、他の者に施工させた場合、既存の設備の制御連動に著しい支障を生じるおそれがあります。このことから、契約の性質が競争入札に適していないものに該当しているため随意契約としたものでございます。

次に、2番目の御質問の1社しか参加していない契約について、その理由を伺うについてでございますが、令和3年度に締結した随意契約は全10件でございます。その内訳は、総務関連4件、事業関連6件でございます。初めに総務関連でございます。1件目は、財務会計システム賃貸借及び保守についてでございますが、既存の組合向けに支出伝票や予算書等を作成するためにカスタマイズされた財務会計システムの再リースに伴い、現システム開発者以外が業務を行うことができないためでございます。

次に、2件目は、施設警備委託についてでございますが、事務棟及び処理棟の防犯火災を検出する機器を多数設置しておりまして、特に施設の異常時に中央監視システムへの警報信号の発信と総合警報盤が連動しているため、他社と契約する場合、これらの配線や機器の再設置の費用が必要となり、また、既存の機器の撤去費が生じ、これらにおいて交換期間を要するためでございます。

次に、3件目は、財務処理作成支援業務委託についてでございますが、前年度のデータを保有しており、組合の状況を把握している業者で、将来職員が仕訳を行い財務書類の作成ができるように、職員に合わせた研修会の実施と仕訳業務に関するワークシート等の提供が受けられること、なおかつ公会的な専門知識を有する公認会計士等の有識者が必要に応じて監修できることが可能であり、限られた時間の中で必要な助言、指導を行える業者であるためでございます。

次に、4件目は、例規集更新データ等作成委託についてでございますが、こちらは組合の条例規則等のデータ更新や例規集の追録、加除及び電子データの更新を行うもので、本契約の受注者が初版からの例規データを保有している唯一の業者であるため、他社が行うと例規データベースのシステムに係る初期作成費用及び作成期間が再度必要となるためでございます。

次に、事業関連でございますが、処理に伴い発生する汚泥等の運搬処理及び処分に関するものを契約したものでございます。随意契約の理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、その区域内におけるし尿等について、生活環境の保全上、支障が生じることがないように、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならない責任を課せられています。そのため、事業者へ委託して処理を行わせる場合であっても、要件を満たした許可業者であること、そして、搬入先市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう事前協議を経て承認を得なければ、当該市町村に搬入することができないためでございます。

次に、3番目の御質問の次亜塩素酸ソーダ貯留設備、脱水機及びポンプ等整備の入札辞退が4社もある理由は何かについての御質問でございますが、入札の辞退をされた業者に問い合わせましたところ、3社が技術者の配置が困難であるため、1社が整備後の性能保証に不安があったためと回答をいただきました。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） あまり時間がないので、再質問をさせていただきます。歩いて

いる時間もカウントされて、消毒している時間もカウントで、結構1分ぐらい損失したかなというふうに思っているのですが、多分再々質問を行えないので一気に質問いたします。

まず、管理者ですが、今後の方向性で、基本構想では基本計画まで4年と、スケジュール表があるわけですがけれども、以後、延命化の業者選定、工事をするというふうになっているのですが、今回は令和3年、4年で耐用年数の調査研究、5年、6年で施設を使用するまでに必要な整備について調査研究ということでちょっと変わっているわけです。精密検査報告書では、耐用年数一覧表、個別施設計画では整備や更新が一覧表で全部のっているわけですがけれども、もうこれだけ丁寧に調査したら十分ではないかと、今後の方向性というのが必要ではないかと思うんですが、これはどのように考えればよろしいのでしょうか。

それから、基本方針と同様、第1施設の解体撤去について触れているわけですがけれども、いつ解体撤去するのか。約5億円と試算されている財源をどうするのか。お考えを聞かせていただきたいと思います。これについては基金積立金などの財政措置をやっぱり考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

今後の選択肢ですが、4つの方式が先ほど挙げられました。その判断のよりどころとしては何を基準にするのか。また、維持管理費についてはキロリットル当たり5,599円というのが出されています。これに総務管理費を入れると約倍となるというふうに思いますが、これを公共下水道と比較するとどのくらいなのでしょう。これも判断のよりどころとして必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

次に、例月監査のことについては、私の議事録もよく見ていただければ分かると思うんですが、例月をしていないということを言っていますので、きちんと質問の通告に沿ってお答えを願いたいと、これは改めてお願いをしたいと思います。

次に、随意契約です。最近ですが、6月、公正取引委員会が、システムの仕様が原因で特定業者による囲い込み状態が起きていて競争が阻害されると、独占禁止法の問題が起きたりしないか詳しく調べる方針だというふうに言われています。また、会計検査院も、ベンダーロックイン、いわゆるシステムが発注されたときに特定業者の独自技術が盛り込まれるなどして、その後の関連契約もこの業者が有利に発注したりする傾向が全国的にあるというふうに指摘をしています。先ほどの公表の中のまさにそれに該当するというふうに思いますが。今、さいたま市の随意契約ガイドライン、それから上尾市さんの随意契約ガイドライン、非常によくできていると思います。これからすると、やはり長期の契約などについて注意が喚起されているわけです。例えば、さいたま市の場合には、随意契約は単に相手方の選定についての特例を定めた

ものにすぎないのだと、不利な条件による契約の締結まで強要したものではないというふうに書かれています。その前に、取得するデータなどについて、継続契約の履行に必要な全てのデータ等が市に帰属する旨を特記仕様書に定めることと、そのことがあれば継続的な随意契約、言い値で契約するということが避けられるわけですが、その辺についてもきちんとした検討を行っていただきたいと思います。また、上尾市さんのほうでも、ごめんなさい、先ほどの話は上尾市さんの話でした。複数年にかかる業務のデータの引継ぎというところで、きちんと仕様書に明記しなさいよというふうに書かれています。この点について、やはり随意契約、先ほどの御答弁の中でいろいろおっしゃったのですが、ほぼ曖昧な判断基準になっていると思います。なので、当組合も随意契約のガイドライン等を、上尾市さん、さいたま市さんを参考にして、もうちょっと、誰もが納得するような契約方法にしていきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。再質問の答弁を求めたいと思います。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 北村議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の今後の方針について、整備について、何を調査研究するのかといったところでございますけれども、今後、河川放流については延命するのか、施設を更新するのかといったようなことと、また、下水道放流についても、こちらについてもまた延命するか更新か、そういうところについて改めてまた調査研究をしまいたいというふうに考えております。

また、例月出納検査の件につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、議事録をこちらでも確認をさせていただきましたけれども、あくまでも例月出納検査をやっていなかった、検査を、監査をやっていなかったということではなくて、先ほども答弁申し上げましたように、毎月の資料を3、4か月に一度ぐらいの割合でこちらで監査をしていたということでございますので、当時の御質問の中で監査そのものをやっていなかったというふうに私のほうは受け止めたので、監査自体はやっていますよということで申し上げました。ただ、例月日にやっていなかったということについては法令を遵守していないということになりますので、その点についてはおわび申し上げ、速やかに改めたところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（星野良行議員） 小高事務局長。

〔組合事務局長 小高 稔君 登壇〕

○組合事務局長（小高 稔君） 再質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、第1施設の解体撤去の時期についてでございますけれども、第2施設の耐用年数の確定を見ましてから、第1施設の解体時期については判断をしていきたいというふうに思っております。

また、4つの方式の判断のよりどころにつきましては、費用対効果を比較検討しながら、よりよい方法を検討していきたいというふうに考えております。

また、維持管理費に総務費を加えると幾らかということでございますけれども、公共下水道との比較については資料がございませんので答弁は御容赦いただきたいと思っておりますけれども、総務費を加えた経費はおよそ1万1,000円程度となるものでございます。

次に、随意契約についてでございますが、組合もガイドラインを作成すべきとの御質問でございますが、構成市町のガイドライン等を参考にさせていただき、今後作成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） ほかに答弁はありますか。一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

〔11番 北村あやこ議員 登壇〕

○11番（北村あやこ議員） 一番心配しているのは、まずその施設の解体ですよ。5億円かかるのに、突然解体するといったらやっぱり困ると。やはりそのところは基金積立てなり何なり、解体はもう大前提ですから、そのところをしていかなければいけないと思っておりますけれども、そこについての管理者、副管理者は時間がないので、管理者の心構えというのを伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（星野良行議員） 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 基金という考え方も当然ありますし、また、有利な起債というような方法もありますので、いずれにいたしましても、しっかりと適切な財政措置をしながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（星野良行議員） 以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

(午後 零時05分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時06分)

△討 論

○議長（星野良行議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（星野良行議員） これより採決を行います。

初めに、第7号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

よって、第8号議案は認定することに決しました。

次に、第9号議案 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

よって、第9号議案は同意することに決しました。

△議員提出議案の報告及び上程

- 議長（星野良行議員） 次に、議員から議案1件の提出がありましたので御報告します。
なお、議案はお手元に配付しておきましたので御了承願います。
-

△提出議案の説明

- 議長（星野良行議員） 議員から提出されました議第2号議案について議案とします。
提出者から提出議案に対する説明を求めます。

10番、村山正弘議員。

- 10番（村山正弘議員） 10番、村山正弘です。

議第2号議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

皆様のお手元に議案が配付されております。

提案理由は、標準市議会会議規則の一部改正及び議会運営委員会条例制定に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。

議第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則。

令和3年8月6日提出。

提出者、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員、村山正弘。

賛成者、同議員、道下文男。

賛成者、同議員、北村あやこ。

初めに、第2条の議会の欠席の届出についてですが、第1項では、欠席事由として育児、看護、介護等を明文化し、第2項では、出産について産前・産後に配慮した規定の整理です。

第14条の議案の提出についてですが、第2項においては委員会による議案の提出について規定しました。この規定によりまして、議会運営委員会所管の会議規則、委員会に関する条例等の議案を議会運営委員会から提出できるようにするものであります。

第19条の事件の撤回または訂正及び動議の撤回についてですが、こちらも委員会が提出した議案について撤回、訂正を議会に承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求するものと規定したものです。

第37条の議案等の説明、質疑及び委員会付託についてですが、この条文に議会運営委員会の字句を加え整理したものです。付議事項について議会運営委員会に付託する規定を追加するとともに、委員会に提出の議案は委員会に付託しないことを規定するものであります。

第78条の会議録の記載事項についてですが、第2項の議事の速記は、現在録音テープをおこなっているため削除するものです。

第84条の委員会の欠席の届出についてですが、さきの第2条の改正に同じく、欠席事由の明文化と出産について配慮した規定の整理です。

第98条の所管事務の調査についてですが、第2項において議会運営委員会が所管する事項を調査しようとするときについて規定したものです。前項の規定を準用するものとしたものがあります。

第136条の請願書の記載事項等についてですが、押印の見直しを踏まえ、請願者に対し、提出時に求めている「署名押印」を「署名又は記名押印」に改め、これに併せて、請願者が法人の場合についての規定の整理を行うものです。

第138条の請願の委員会付託についてですが、議会運営委員会を加えた規定の整理です。

第146条の資格決定の審査及び第158条の懲罰動議の審査についてですが、第37条の改正による項ずれの整理です。

附則としまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上、議案の説明とさせていただきますが、議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（星野良行議員） 以上で、議案の説明を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

休憩中、提出議案に対する質疑、討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時 12分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 13分）

△提出議案に対する質疑

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終わります。

△討 論

○議長（星野良行議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

△採 決

○議長（星野良行議員） これより採決を行います。

議第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員です。したがって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

△特定事件の閉会中審査について

○議長（星野良行議員） 次に、議会運営委員長から所管事務調査事項について、特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題とします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査として付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（星野良行議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

○管理者（小野克典君） それでは、着座にて失礼いたします。

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合8月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和3年度歳入歳出補正予算及び令和2年度歳入歳出決算の認定などの各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案のとおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染拡大が、首都圏を中心に、これまでにない拡大を続けております。また、こここのところ連日の猛暑ということもございますので、どうか議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（星野良行議員） 以上をもちまして、令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 零時15分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 星 野 良 行

議 員 平 田 通 子

議 員 仲 又 清 美

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

(議員提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（3件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
7		令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第1回）	3 8. 6	3 8. 6	原案可決
8		令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	3 8. 6	3 8. 6	原案認定
9		公平委員会委員の選任について（安田定雄氏）	3 8. 6	3 8. 6	原案同意

議員提出のもの（1件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
2		上尾、桶川、伊奈衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則	3 8. 6	3 8. 6	原案可決